

300

記名国債証券交付事務

310 この編のなかでの共通事項

311 印鑑票・氏名等届出書・交付内訳書・交付通知書・裁（認）定通知書の様式

- 記名国債証券印鑑票・氏名等届出書・交付内訳書・交付通知書・裁（認）定通知書は、各種記名国債証券の発行交付に関する大蔵省令（平成13年1月以後発行のものは財務省令）などにより、次のとおり様式が定められている。
- * 「国債規則等の一部を改正する省令」（令和2年財務省令第89号。以下311において「改正省令」という。）により、印鑑票の様式が関係省令上削除されたが、改正省令附則（経過措置）により、届出印廃止分以外の記名国債証券については、改正省令による改正前の様式の印鑑票が用いられる。
- * 氏名等届出書の様式は、関係省令の様式と一部相違（支払表示欄）。

①印鑑票

- 国債名称によって大きさや記載欄の設け方が異なるなど統一されていないが、次の4つのタイプに分けられる。

様式の区分	該当する印鑑票
<p>①「証券の交付年月日等」の表示欄が設けられている様式</p> <p>* 第二十四回特別給付金国庫債券、第二十五回特別給付金国庫債券、第二十六回特別給付金国庫債券および第二十八回特別給付金国庫債券の印鑑票の上部余白には、「支払場所変更時に見本証券と一体で移管」する旨が表示されている。</p> <p>* 第十一回特別弔慰金国庫債券の印鑑票には、「住所」欄・「氏名」欄に代えて「記名者住所」欄・「記名者氏名」欄が設けられ、同欄等が4行となっている。</p>	<p>第六回特別給付金国庫債券印鑑等届出書 第七回特別給付金国庫債券印鑑等届出書 第八回特別給付金国庫債券印鑑等届出書 第九回特別給付金国庫債券印鑑等届出書 第十回特別給付金国庫債券印鑑等届出書 第十一回特別給付金国庫債券印鑑等届出書 第十二回特別給付金国庫債券印鑑等届出書 第十三回特別給付金国庫債券印鑑等届出書 第十四回特別給付金国庫債券印鑑等届出書 第十五回特別給付金国庫債券印鑑等届出書 第十六回特別給付金国庫債券印鑑等届出書 第十七回特別給付金国庫債券印鑑等届出書 第十八回特別給付金国庫債券印鑑等届出書 第十九回特別給付金国庫債券印鑑等届出書 第二十回特別給付金国庫債券印鑑等届出書 第二十一回特別給付金国庫債券印鑑等届出書 第二十二回特別給付金国庫債券印鑑等届出書 第二十三回特別給付金国庫債券印鑑等届出書 第二十四回特別給付金国庫債券印鑑等届出書 第二十五回特別給付金国庫債券印鑑等届出書 第二十六回特別給付金国庫債券印鑑等届出書 第二十七回特別給付金国庫債券印鑑等届出書 第二十八回特別給付金国庫債券印鑑等届出書 第二回特別弔慰金国庫債券印鑑等届出書 第三回特別弔慰金国庫債券印鑑等届出書 第四回特別弔慰金国庫債券印鑑等届出書 第五回特別弔慰金国庫債券印鑑等届出書 第六回特別弔慰金国庫債券印鑑等届出書 第七回特別弔慰金国庫債券印鑑等届出書 第八回特別弔慰金国庫債券印鑑等届出書 第九回特別弔慰金国庫債券印鑑等届出書 第十回特別弔慰金国庫債券印鑑等届出書 第十一回特別弔慰金国庫債券印鑑等届出書 慰労金国庫債券印鑑等届出書 特別葬祭給付金国庫債券印鑑等届出書</p>

<p>② 「証券の交付年月日等」の表示欄が設けられていない様式</p>	<p>引揚者国庫債券印鑑等届出書 特別給付金国庫債券印鑑等届出書 第二回特別給付金国庫債券印鑑等届出書 第三回特別給付金国庫債券印鑑等届出書 第四回特別給付金国庫債券印鑑等届出書 第五回特別給付金国庫債券印鑑等届出書 特別弔慰金国庫債券印鑑等届出書</p>
<p>③ 「事項変更等記入欄」が設けられている様式</p>	<p>引揚者特別交付金国庫債券印鑑等届出書</p>
<p>④ 縦書きの様式 * 遺族国庫債券（13号以降）の印鑑票の余白には、「支払場所変更時に見本証券と一体で移管」する旨が表示されている。</p>	<p>印鑑票 * 遺族国庫債券の印鑑票で国債名称が記載されていない。</p>

印鑑票の記載例 1

様式の区分③

証券昭和49.10.2 引揚者特別交付金国庫債券印鑑等届出書

債還金支払場所	住 所	氏 名	印 鑑	記号	額 面 金 額
※ 〇〇銀行〇〇支店	※ 〇〇市〇〇町2-6	※ 〇〇 〇〇	※ ⊗	い	170 千円

証券番号 1234567

証券昭和48.6.1 第五回特別給付金国庫債券印鑑等届出書

債還金支払場所	住 所	氏 名	印 鑑	記号	額 面 金 額
※ 日本銀行〇〇 代理店	※ 〇〇市〇〇3-3-3	※ △△ △△	※ ⊙	1 2 3 4 5 6 7	

証券番号 1234567

証券交付年月日等
証券平19.4.27
交付成

第二十三回特別給付金国庫債券印鑑等届出書

裁定通知書の記号及び番号
〇傷J裁定123456

債還金支払場所	住 所	氏 名	印 鑑	記号	額 面 金 額
※ (〇〇 都道府県) 日本銀行〇〇支店 (〇〇 都道府県)	※ 〇〇市〇〇町2-1-3	※ 〇〇 〇〇	※ ⊗	い	30 万円

番 号 1234567

支 払 表 示 欄

平成19年5月15日渡	平成21年5月15日渡	平成23年5月15日渡	平成25年5月15日渡	平成27年5月15日渡	記 号
					い
平成20年5月15日渡	平成22年5月15日渡	平成24年5月15日渡	平成26年5月15日渡	平成28年5月15日渡	額 面 金 額
					60 万円
					番 号
					1 2 3 4 5 6 7

注意 ※印は、特別給付金請求者が記入し又は印を押すこと。

項変更等記入欄

この欄は使用しない。

この欄は使用しない。この欄は、財務局（事務所）が事務処理上使用するもので、この欄が印刷されている印鑑票と印刷されていない印鑑票がある。

様式の区分④

(注) (注) 本様式のほか横型の様式のものがある。

「証券の交付年月日等」の表示
⇒ 証券の交付年月日等の表示・314参照

予備欄が設けられていないため、変更事項は余白に記載し、変更日付などは欄外余白に表示する。

財務局（事務所）から送付を受けた交付照合用の印鑑票には、支払場所の所在する都道府県名がかっこ書きで記載されている場合がある。支払場所の所在する都道府県名を記載する項目（（ 都道府県））が印刷されている印鑑票と印刷されていない印鑑票がある。

額面金額の表示（適宜の個所に表示してよい。）

証券平2.10.30

印 鑑 票

印 鑑 ⊗

元利金支払場所 住 所 氏 名

〇〇市〇〇町2-1-3

〇〇郵便局

5万円券

国 債 証 券

記 号 番 号

む 1234567

昭50.3.31渡	昭54.9.30渡
昭50.9.30渡	昭55.9.30渡
昭51.9.30渡	昭56.9.30渡
昭52.9.30渡	昭57.9.30渡
昭53.9.30渡	昭58.9.30渡

印鑑票の記載例 2—特別葬祭給付金国庫債券の記名者が外国人で国外に居住している場合

1. 在日代理人を選定しているとき

証券の交付年月日等 証券 平 7.8.25 交付 成		特別葬祭給付金国庫債券印鑑等届出書		
償還金支払場所		住 所	氏 名	印 鑑
※ 日本銀行 〇〇代理店		※ 〇〇〇国〇〇 〇〇 〇番地	※ 〇〇 〇〇	※ (印)
		〇〇市〇〇町〇—〇	代理人 △△ △△	(印)
支 払 表 示 欄	平成 8 年 1 月 31 日 渡	平成 9 年 1 月 31 日 渡		
		記 号		
		い		
		額 面 金 額		
		1 0 万 円		
		番 号		
		9 8 7 6 5 4 3		

注 意 ※欄は、特別葬祭給付金請求者が記入し又は印を押すこと。

2. 記名者本人が償還金を受領するとき

証券の交付年月日等 証券平成 交付成 7.8.25		特別葬祭給付金国庫債券印鑑等届出書		
償還金支払場所	住 所	氏 名	印 鑑	
※ 日本銀行 〇〇代理店	※ 〇〇〇国〇〇 〇〇 〇番地	※ □□ □□	※ (印)	
	〇〇th 〇〇 〇〇	□□ □□		
支 払 表 示 欄	平成 8 年 1 月 31 日 渡	平成 9 年 1 月 31 日 渡	記 号	
			い	
			額 面 金 額	
			1 0 万 円	
			番 号	
			9 8 7 6 5 4 4	

注 意 ※欄は、特別葬祭給付金請求者が記入し又は印を押すこと。

(注) 印鑑を所有していない者については、印鑑欄には印鑑に代えて署名でも差し支えない。

②氏名等届出書

様式	該当する氏名等届出書
「証券の交付年月日等」の表示欄が設けられている様式 ＊ 第二十九回特別給付金国庫債券および第三十回特別給付金国庫債券の氏名等届出書の上部余白には、「支払場所変更時に見本証券と一体で移管」する旨が表示されている。	第二十九回特別給付金国庫債券氏名等届出書 第三十回特別給付金国庫債券氏名等届出書

氏名等届出書の記載例

証券の交付年月日等 <small>証券令 3.11.29 交付</small>	支払場所変更時には、見本証券と一体で移管 第二十九回特別給付金国庫債券氏名等届出書	裁定通知書の記号及び番号 <small>〇傷M裁定123</small>																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">償還金支払場所</th> <th style="width: 33%;">記名者住所</th> <th style="width: 33%;">記名者氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;"> <small>※</small> <small>(〇〇 都道府県)</small> 日本銀行〇〇代理店 </td> <td style="padding: 2px;"> <small>※</small> 〇〇市〇〇町2-1-3 </td> <td style="padding: 2px;"> <small>※</small> 〇〇 〇〇 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> <small>(都道府県)</small> </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> <small>(都道府県)</small> </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> <small>(都道府県)</small> </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	償還金支払場所	記名者住所	記名者氏名	<small>※</small> <small>(〇〇 都道府県)</small> 日本銀行〇〇代理店	<small>※</small> 〇〇市〇〇町2-1-3	<small>※</small> 〇〇 〇〇	<small>(都道府県)</small>			<small>(都道府県)</small>			<small>(都道府県)</small>			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 15%;">令和4年4月15日渡</th> <th style="width: 15%;">令和5年4月15日渡</th> <th style="width: 15%;">令和6年4月15日渡</th> <th style="width: 15%;">令和7年4月15日渡</th> <th style="width: 15%;">令和8年4月15日渡</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">支払表示欄</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		令和4年4月15日渡	令和5年4月15日渡	令和6年4月15日渡	令和7年4月15日渡	令和8年4月15日渡	支払表示欄						<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 2px;">記号</td> <td style="padding: 2px;">い</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">額面金額</td> <td style="padding: 2px;">50 万円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">番号</td> <td style="padding: 2px;">000123</td> </tr> </table>	記号	い	額面金額	50 万円	番号	000123
償還金支払場所	記名者住所	記名者氏名																																	
<small>※</small> <small>(〇〇 都道府県)</small> 日本銀行〇〇代理店	<small>※</small> 〇〇市〇〇町2-1-3	<small>※</small> 〇〇 〇〇																																	
<small>(都道府県)</small>																																			
<small>(都道府県)</small>																																			
<small>(都道府県)</small>																																			
	令和4年4月15日渡	令和5年4月15日渡	令和6年4月15日渡	令和7年4月15日渡	令和8年4月15日渡																														
支払表示欄																																			
記号	い																																		
額面金額	50 万円																																		
番号	000123																																		
<small>注意 ※欄は、印字されていない場合は、請求者等が記入すること。</small>																																			

財務局（事務所）から送付を受けた交付照合用の氏名等届出書には、支払場所の所在する都道府県名がかっこ書きで記載されている。

※印および注意書が印字されている氏名等届出書と印字されていない氏名等届出書がある。

「証券の交付年月日等」の表示

証券の交付年月日等の表示・314参照

この欄は、財務局（事務所）が事務処理上使用するため、使用しない。

③交付内訳書

国債名称	使用される交付内訳書
遺族国庫債券	国債発行請求内訳書（遺族国庫債券用） （根拠法：戦傷病者戦没者遺族等援護法）
引揚者国庫債券	国債発行請求内訳書（引揚者国庫債券用） （根拠法：引揚者給付金等支給法）
特別給付金国庫債券	国債発行請求内訳書（特別給付金国庫債券、第四回特別給付金国庫債券、第十回特別給付金国庫債券、第十七回特別給付金国庫債券、第二十二回特別給付金国庫債券、第二十七回特別給付金国庫債券または第三十回特別給付金国庫債券用） （根拠法：戦没者等の妻に対する特別給付金支給法）
第四回特別給付金国庫債券	
第十回特別給付金国庫債券	
第十七回特別給付金国庫債券	
第二十二回特別給付金国庫債券	
第二十七回特別給付金国庫債券	
第三十回特別給付金国庫債券	
特別弔慰金国庫債券	国債発行請求内訳書（特別弔慰金国庫債券、第二回特別弔慰金国庫債券、第三回特別弔慰金国庫債券、第四回特別弔慰金国庫債券、第五回特別弔慰金国庫債券、第六回特別弔慰金国庫債券、第七回特別弔慰金国庫債券、第八回特別弔慰金国庫債券、第九回特別弔慰金国庫債券、第十回特別弔慰金国庫債券または第十一回特別弔慰金国庫債券用） （根拠法：戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法）
第二回特別弔慰金国庫債券	
第三回特別弔慰金国庫債券	
第四回特別弔慰金国庫債券	
第五回特別弔慰金国庫債券	
第六回特別弔慰金国庫債券	
第七回特別弔慰金国庫債券	
第八回特別弔慰金国庫債券	
第九回特別弔慰金国庫債券	
第十回特別弔慰金国庫債券	
第十一回特別弔慰金国庫債券	
第二回特別給付金国庫債券	国債発行請求内訳書（第二回特別給付金国庫債券、第六回特別給付金国庫債券、第八回特別給付金国庫債券、第十一回特別給付金国庫債券、第十二回特別給付金国庫債券、第十三回特別給付金国庫債券、第十五回特別給付金国庫債券、第十八回特別給付金国庫債券、第二十回特別給付金国庫債券、第二十三回特別給付金国庫債券、第二十五回特別給付金国庫債券、第二十八回特別給付金国庫債券または第二十九回特別給付金国庫債券） （根拠法：戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法）
第六回特別給付金国庫債券	
第八回特別給付金国庫債券	
第十一回特別給付金国庫債券	
第十二回特別給付金国庫債券	
第十三回特別給付金国庫債券	
第十五回特別給付金国庫債券	
第十八回特別給付金国庫債券	
第二十回特別給付金国庫債券	
第二十三回特別給付金国庫債券	
第二十五回特別給付金国庫債券	
第二十八回特別給付金国庫債券	
第二十九回特別給付金国庫債券	
第三回特別給付金国庫債券	国債発行請求内訳書（第三回特別給付金国庫債券、第五回特別給付金国庫債券、第七回特別給付金国庫債券、第九回特別給付金国庫債券、第十四回特別給付金国庫債券、第十六回特別給付金国庫債券、第十九回特別給付金国庫債券、第二十一回特別給付金国庫債券、第二十四回特別給付金国庫債券または第二十六回特別給付金国庫債券） （根拠法：戦没者等の父母等に対する特別給付金支給法）
第五回特別給付金国庫債券	
第七回特別給付金国庫債券	
第九回特別給付金国庫債券	
第十四回特別給付金国庫債券	
第十六回特別給付金国庫債券	
第十九回特別給付金国庫債券	
第二十一回特別給付金国庫債券	
第二十四回特別給付金国庫債券	
第二十六回特別給付金国庫債券	

引揚者特別交付金国庫債券	引揚者等に対する特別交付金認定内訳書 (根拠法:引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律)
慰労金国庫債券	国債発行請求内訳書(慰労金国庫債券用) (根拠法:独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律)
特別葬祭給付金国庫債券	国債発行請求内訳書(特別葬祭給付金国庫債券用) (根拠法:原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律)

④ 交付通知書・裁(認)定通知書

交付通知書	裁(認)定通知書		
	記号		
遺族国庫債券交付通知書	○弔慰裁定	裁定通知書 (根拠法：戦傷病者戦没者遺族等援護法)	
引揚者国庫債券交付通知書	○引給裁定	認定通知書 (根拠法：引揚者給付金等支給法)	
特別給付金国庫債券交付通知書	○特A裁定	裁定通知書 (根拠法：戦没者等の妻に対する特別給付金支給法)	
第四回特別給付金国庫債券交付通知書	○特B裁定		
第十回特別給付金国庫債券交付通知書	○特C裁定		
第十七回特別給付金国庫債券交付通知書	○特D裁定		
第二十二回特別給付金国庫債券交付通知書	○特E裁定		
第二十七回特別給付金国庫債券交付通知書	○特F裁定		
第三十回特別給付金国庫債券交付通知書	○特G裁定		
特別弔慰金国庫債券交付通知書	○弔A裁定		裁定通知書 (根拠法：戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法)
第二回特別弔慰金国庫債券交付通知書	○弔B裁定		
第三回特別弔慰金国庫債券交付通知書	○弔C裁定		
第四回特別弔慰金国庫債券交付通知書	○弔D裁定		
第五回特別弔慰金国庫債券交付通知書	○弔E裁定		
第六回特別弔慰金国庫債券交付通知書	○弔F裁定		
第七回特別弔慰金国庫債券交付通知書	○弔G裁定		
第八回特別弔慰金国庫債券交付通知書	○弔H裁定		
第九回特別弔慰金国庫債券交付通知書	○弔I裁定		
第十回特別弔慰金国庫債券交付通知書	○弔J裁定		
第十一回特別弔慰金国庫債券交付通知書	○弔K裁定		
第二回特別給付金国庫債券交付通知書	○傷A裁定	裁定通知書 (根拠法：戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法)	
第六回特別給付金国庫債券交付通知書	○傷B裁定		
第八回特別給付金国庫債券交付通知書	○傷C裁定		
第十一回特別給付金国庫債券交付通知書	○傷D裁定		
第十二回特別給付金国庫債券交付通知書	○傷E裁定		
第十三回特別給付金国庫債券交付通知書	○傷F裁定		
第十五回特別給付金国庫債券交付通知書	○傷G裁定		
第十八回特別給付金国庫債券交付通知書	○傷H裁定		
第二十回特別給付金国庫債券交付通知書	○傷I裁定		
第二十三回特別給付金国庫債券交付通知書	○傷J裁定		
第二十五回特別給付金国庫債券交付通知書	○傷K裁定		
第二十八回特別給付金国庫債券交付通知書	○傷L裁定		
第二十九回特別給付金国庫債券交付通知書	○傷M裁定		
第三回特別給付金国庫債券交付通知書	○親A裁定		裁定通知書 (根拠法：戦没者の父母等に対する特別給付金支給法)
第五回特別給付金国庫債券交付通知書	○親B裁定		
第七回特別給付金国庫債券交付通知書	○親C裁定		
第九回特別給付金国庫債券交付通知書	○親D裁定		
第十四回特別給付金国庫債券交付通知書	○親E裁定		
第十六回特別給付金国庫債券交付通知書	○親F裁定		
第十九回特別給付金国庫債券交付通知書	○親G裁定		
第二十一回特別給付金国庫債券交付通知書	○親H裁定		
第二十四回特別給付金国庫債券交付通知書	○親I裁定		
第二十六回特別給付金国庫債券交付通知書	○親J裁定		
引揚者特別交付金国庫債券交付通知書	引 ○ 遺 ○	特別交付金認定通知書 (根拠法：引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律)	
慰労金国庫債券交付通知書	総 特	慰労金認定通知書 (根拠法：独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律)	

特別葬祭給付金国庫債券交付通知書	○	特別葬祭給付金認定通知書 (根拠法：原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律)
------------------	---	---

- * 記号欄の○は、裁（認）定機関を示す記号（都道府県名の頭文字など）。
- * 裁（認）定通知書（特別交付金認定通知書を除く。）には、根拠法、給付の種類、国債の名称等が記載されている。

交付通知書・裁（認）定通知書の例示

第四回特別弔慰金国庫債券交付通知書		通し頁	7
番 号	交 付 取 扱 店	受 取 人 氏 名	
第 1234 号	日本銀行〇〇代理店	〇 〇 市 長	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 80%;"> 第四回特別弔慰金国庫債券(い号)額面 150万円 昭和 60年発行分 </div> <p style="text-align: center;">この証券 30万円券 5枚</p> <p>上記の証券を戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第5条第1項の規定によって交付しますから、上記の交付取扱店で受け取ってください。</p> <p style="text-align: center;">平成 5年 10月 1日</p> <p style="text-align: center;">〇〇財務局長 〇 〇 〇 〇 印</p>			
<p style="text-align: center;">領 収 証</p> <p>上記の証券を受け取りました。</p> <p style="text-align: right;">平成 5年 11月 1日</p> <p>現住所 氏 名 〇 〇 市 長 印</p>			
<p>注 受取人氏名欄には、市区町村長等が第四回特別弔慰金国庫債券の受領の委任を受けているときは、当該市区町村長等の名を記入すること。</p>			

届出印廃止分の場合には、公印は押な
つされない。

公印の押なつに代えて、公印の印影が
黒色で印刷されていることもある。

<p style="text-align: center;">裁 定 通 知 書</p> <p style="text-align: center;">〇弔D裁定第 000153 号</p> <p>下記のとおり裁定したので通知します。</p> <p style="text-align: center;">平成 5年 9月 29日</p> <p style="text-align: right;">〇 〇 県 知 事 印</p>			
根 拠 法 給付の種別 国債の名称	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金 第四回特別弔慰金国庫債券		
券 面 種 別	300,000 円券	国債の記号	い号
死 亡 者	甲 野 三 郎		
請 求 者	甲 野 太 郎 昭和 10年 5月 20日		
住 所	〇〇県〇〇市〇〇167-3		
<p>注 1. この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に書面で厚生大臣に対して不服申立てができます。</p> <p>2. 国債を受領する際は、この通知書を呈示して下さい。なお、国債が交付されるまで、事務手続上多少時間がかかりますのでご承知下さい。</p>			

裁（認）定機関を示す記号

裁（認）定機関	記号	裁（認）定機関	記号	裁（認）定機関	記号
北海道	北	石川県	石	岡山県	岡
青森県	青	福井県	井	広島県	広
岩手県	岩	山梨県	梨	山口県	山
宮城県	城	長野県	長	徳島県	徳
秋田県	秋	岐阜県	岐	香川県	香
山形県	形	静岡県	静	愛媛県	媛
福島県	島	愛知県	愛	高知県	高
茨城県	茨	三重県	三	福岡県	福
栃木県	栃	滋賀県	滋	佐賀県	佐
群馬県	群	京都府	京	長崎県	崎
埼玉県	玉	大阪府	阪	熊本県	熊
千葉県	千	兵庫県	兵	大分県	分
東京都	東	奈良県	奈	宮崎県	宮
神奈川県	神	和歌山県	和	鹿児島県	鹿
新潟県	新	鳥取県	鳥	沖縄県	沖
富山県	富	島根県	根	厚生労働省	厚

裁（認）定機関	記号
広島市	ひ
長崎市	な

* 裁（認）定機関（厚生労働省を除く。）の連絡先については、「各都道府県援護
主管課名称等一覧」（日本銀行ホームページ掲載）参照。

* 厚生労働省の連絡先は、次のとおり。

厚生労働省援護局援護・業務課給付係（遺族国庫債券については審査係）
（代表電話番号：03-5253-1111）